

令和6年度

# 小国材利用普及促進事業



今!! 小国杉・桧 を使って家を建てると...

新築 最大で  
プレゼント

15万円 (小国町外)

小国町内対象  
25万円 (小国町内)

※小国町に住所 (建築後に住所を有する方可)  
を有し、小国町内に新築を建てる方

■ 申込受付期間 前期 : 令和6年 4月 1日 ~ 令和6年 9月 30日

後期 : 令和6年 10月 1日 ~ 令和7年 3月 20日

※先着順で受け付けますので、予算を超えた場合、期間内でも受付終了となります。

- 申込条件
- 新築の木造建築物であること。(住宅、店舗、賃貸住宅などが該当。倉庫は不可)
  - 令和6年4月1日~令和7年3月20日までの期間内に、木造建築物に係る小国材の納品・材料費の支払いが完了していること。
  - 家づくりに使用したすべての木材のうち、小国材を50%以上使っていること。
  - 小国材の購入費用が、税抜50万円以上であること。(運賃除く)
  - 小国材購入費用の30% (小国町内25万上限、町外15万上限) を助成し、千円未満は切り捨てとします。
  - 当協議会主催の内覧会やPRイベント、写真撮影やアンケート等に協力できること。
  - 小国材の普及啓発に協力いただけること。(施工現場にのぼりの設置)

## <申込時 必要書類>

- ①申込書
- ②建築工事請負契約書 (写し)
- ③木材見積書(写し)  
(小国町内の製材所等発行のものに限る)

## 《注意事項》

※小国町内製材所は、小国町森林組合からの小国産材原木証明書が必要となります。

※「小国材」とは小国町内の製材所等で製材・加工された杉又は桧のことです。

※小国町外の材木店や木材市場から木材提供を考えているお客様は、事前に事務局までご相談ください。

※小国町外の材木店や木材市場などが納品する場合は、材木店から工務店等に対して、小国材であることの出荷証明書と、小国町内の製材所等が発行した見積書と領収書が必要です。

※書類はすべて揃えてから提出下さい。

一部だけの提出や、受付枠の仮予約は受理致しかねます。

## <補助金請求書類>

- ④補助金支払申請書
- ⑤納品した全木材の数量と金額がわかる書類
- ⑥購入木材の領収書 (写し)
- ⑦写真
  - ・建設中の躯体2枚、外観1枚 (どちらかにのぼり設置の写真)
  - ・完成後の内観1枚

## ◇事務局◇

(一社) 阿蘇小国杉の家推進協議会

〒869-2506 熊本県阿蘇郡小国町上田838番地

TEL : 0967-46-5360 / FAX : 0967-46-5590

担当 : 小松・梅木 (小国ウッドイ協同組合)